鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年７月５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２０号

鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例（昭和４８年鳥取市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において「事業」とは、鳥取市が施行する事業のうち、次に掲げるものをいう。

⑴　農地又は農業用施設の基盤整備事業又は災害復旧事業

⑵　林業施設の基盤整備事業又は災害復旧事業

⑶　治山事業

⑷　集落排水事業

第４条第１項中「から、補助金の額を除いた額又は市の負担金の額を超えない範囲において市長が」を「に１００分の１５を乗じて得た額を上限として、市長が」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する分担金から適用し、同日前にこの条例による改正前の鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例の規定により賦課した分担金については、なお従前の例による。